

2022年1月13日

鎮西学院大学 学生の皆さん

鎮西学院大学
新型コロナウイルス感染症対策会議

鎮西学院大学 新型コロナウイルス感染症への対応（学生用）

長崎県内における COVID-19 オミクロン株由来の感染が急拡大しているため、学生の行動制限を強化し、1月13日以降、以下のとおり変更します。

- ・ 制限地域を緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されている地域のある都道府県とし、その地域への不要不急の目的での移動を禁止します。やむを得ずに移動する場合は、許可願を提出すること。（1月12日現在、広島県・山口県・沖縄県）
- 会食について、アルコールの有無に関わらず、家族以外の者との会食等は個人宅も含め禁止する。
- 宿泊について、家族以外の者との宿泊は禁止する。

感染拡大の状況を鑑み、1/13～1/27まで、本学の対応は以下の通りとします。

1/28以降の対応については、改めて連絡します。

※ ただし、1/14は大学構内への学生の立ち入りを原則禁止します。

1. 授業について

- (1) 授業は原則として遠隔授業により行うこととします。
- (2) 上記期間中の学生の大学施設利用につきましては、徹底した感染防止対策をとることを前提として、教員の研究室、学生相談室、事務室窓口、語学情報センター、図書館、学生食堂、キャリア支援室・学生ラウンジ（自販機側）に限定します。 ※学生食堂は施設開放だけで、営業はしていません。

2. 当面のサークル・部活動・CSL やボランティア、インターンシップ等での学外活動について

- (1) 県外への遠征や合宿については原則禁止とします。ただし、各競技団体が感染拡大地域以外で開催する公式大会への参加については、競技団体が定める感染防止対策ガイドラインを遵守した実施計画書を大学に提出した場合に限り認めます。
- (2) 大会出場等により県境を越えた場合、県内に戻って2週間は健康管理を行ってください。
- (3) 体育館・グラウンドの使用は原則禁止します。ただし、(1)で認められた公式大会への参加のために練習等の活動を行う場合は、以下の予防措置を遵守する場合に限り、認めます。
 - ① 活動時間は20時までとする。
 - ② 活動開始前、休憩時、終了後の手洗い、うがいを行うこと。また、競技中等を除き、場面に応じて可能な限りマスクを着用すること。
 - ③ 練習前に検温し、発熱など風邪の症状や体調不良を訴えた学生については、見学も含め活動に参加させないこと。

※以下の項目を記録した健康観察シートにより管理すること。

- ・ 37.5度以上の発熱、または、平熱より1度以上高い場合
- ・ 風邪症状（咳、呼吸困難、関節筋肉痛、倦怠感、咽頭痛、下痢など）

- ・ 味覚症状（味がしない）、嗅覚障害（においがしない）
- ④ 活動前後での集団での飲食は控えること。
- ⑤ 活動終了後は速やかに帰宅すること。

3. 感染防止対策の徹底

- 基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
 - ・ マスク着用、検温、手指消毒、密の回避、定期的な換気
 - ・ 飲食時でも会話をするときはマスクを着用
- 長崎県では、感染不安を感じる無症状の県民に対して、無料のPCR等検査を実施しています。

期間：令和4年1月7日（金）から令和4年1月31日（月）まで

対象：無症状の方、長崎県内にお住まいの方

詳細はコチラ↓

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansenshou/kansenkakudai-muryoukensa/>

- 特に、以下に該当する方は、積極的な受検をお願いします。
 - ・ 県外と往来した方
 - ・ 普段会わない県外・海外の方と食事したり、長時間過ごした方
- 県外との往来にあたっては、慎重な検討をお願いします。特に感染が拡大している地域との往来は延期等の検討をお願いします。 不要不急の移動については慎重に判断してください。移動する場合は、移動先の自治体の制限事項（飲食など）を遵守してください。
- 食事中の会話は、感染リスクが高いとされています。食事の際は、黙食を心がけてください。
- **繁華街への夜間の外出、カラオケ、屋外でのBBQは禁止します。**
- 必ず、不織布マスクを着用してください。布製やウレタン製のマスクは変異株の感染リスクがあります。
- 発熱（37.5度以上）や呼吸器症状等の風邪の症状がある場合は、登学を控え、医療機関を受診すること。この場合、かかりつけ医がある場合はかかりつけ医を受診し、かかりつけ医がない場合は教務学生課・学生支援係に電話連絡してください。
- 感染者、濃厚接触者、PCR検査対象者となった場合には、保健所の指示に従うとともに教務学生課・学生支援係に連絡してください。

※登学禁止における授業等の出欠の取扱いについて

感染者、濃厚接触者又はPCR検査対象者等となったことにより、保健所又は大学からの指示により登学禁止となった場合には、その期間の授業、試験等については、欠席扱いとしない。その他の教育上必要な救済措置等については、教務学生課窓口を確認すること。

相談窓口： 鎮西学院大学 教務学生課	学生支援係	0957-26-8328
	教務係	0957-26-8274
	留学生係	0957-26-8287

4. 県外への移動・往来について

(1) 県外への不要不急の移動・往来は引き続き自粛してください。

- 制限地域を緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されている地域のある都道府県とし、そ

の地域への不要不急の目的での移動を禁止します。やむを得ずに移動する場合は、許可願を提出すること。（1月12日現在、広島県・山口県・沖縄県）

- 県外への移動に関して、帰省や就職活動等、居住地を離れる場合は、事前にゼミ担当教員に「移動先」「期間」「理由」を伝えるとともに、教務学生課（学生支援係）に届け出をしてください。
- 移動先の地域の感染状況、ご本人の健康状態によっては、2週間の自宅待機を命じる場合がありますのでご了承ください。

（2） やむを得ず、県外へ移動する場合は、特に以下の事項に注意してください

- 感染症予防対策を徹底してください（マスク着用、検温、手指消毒、密の回避、定期的な換気）。
- 繁華街への夜の外出はしないでください。
- 普段一緒に生活している人以外との会食や長時間にわたる会合は禁止します。
- 会食の際、三密を避ける等の感染症対策が十分にとられてない店舗や施設は利用しないでください。
- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用をお願いします。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html#app
- 県外滞在中の体調・行動の記録を取るよう心がけてください。
- 帰県後、体温測定等の健康観察及び体調不良時の大学への連絡を徹底してください。

【参考】

「新しい旅のエチケット」を実践してください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000332.html

（リンク先の別紙1を開いてください）

（3） 長崎に戻ってから

体調に不安がある場合は、慎重な行動を心がけてください。

- 毎日の検温など体調に変化がないか確認してください。
- 不安がある場合は、かかりつけ医等に電話で相談してください。
- もし、感染が確認された場合は教務学生課（学生支援係）にご連絡ください。

以上